

平成28年度 地域循環共生圏構築に向けた実証地域における 活動団体の公募について（公募要領）

平成28年6月2日
環境省自然環境局自然環境計画課

環境省では、平成28年度 地域循環共生圏構築に向けた実証地域における活動団体の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、実証地域として選定された場合には、今後実施する予定の平成28年度地域循環共生圏構築検討業務の仕様書に従っていただくことになります。

公募要領目次

I. 平成28年度 地域循環共生圏構築に向けた実証地域における活動団体の公募について

1. 公募の目的
2. 公募の対象
3. 活動団体の採択
4. 採択における評価項目
5. 応募の方法
6. 事業予算等
7. 事業実施体制

II. 留意事項等

1. 事業の開始
2. 活動団体の事業完了日
3. 留意点

I. 平成28年度 地域循環共生圏構築に向けた実証地域における活動団体の公募について

※ 本公募は、別途実施する平成28年度地域循環共生圏構築検討業務の契約が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1. 公募の目的

「地域循環共生圏」は、中央環境審議会意見具申「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」で提言されたもので、環境、経済、社会の統合的向上を図るため、地域ごとに異なる再生可能な資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し支え合う考え方です。

本公募は、地域の自然資源のストック（自然資本）である森里川海の適正な管理と活用による「地域循環共生圏」の構築に向け、「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」に一緒に取り組んでいただける実証地域を選定することを目的としています。選定された実証地域においては、前述した3つの取組をサポートするとともに、その効果の検証、地域の森里川海が生み出す恵みの経済的な評価を行うための資料収集などを連携して行い、「地域循環共生圏」の構築に向けた知見の収集にご協力をいただきます。なお、これらのビジョンについては、（別添3）に「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト「中間取りまとめ」を添付していますので、必ずご一読下さい。また、本プロジェクトのホームページURLを以下に記しますので併せてご参照願います。

URL: <http://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/>

また、実証地域で行う活動内容については、平成28年度地域循環共生圏構築検討業務仕様書に定めますので、必ずそれに沿って実施願います。

2. 公募の対象

公募の対象は、地方公共団体若しくは地方公共団体と連携している民間団体や協議会（以下「活動団体」という。）とします。

3. 活動団体の採択

8団体程度を採択する予定です。

活動団体より提出された応募書類について、書面審査及び選考委員会による審査を行います。

選考委員会は、書面審査を通過した応募書類について、「活動団体の応募書類審査の手順について」【別添1】及び「活動団体に係る応募書類審査基準及び採点表」【別添2】に基づき厳正に審査を行い採択します。

なお、審査結果や予算の都合等により、採択された活動団体の仕様となる、平成28年度地域循環共生圏構築検討業務仕様書の内容の一部変更をすることがあります。

また、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。

事業実施期間については、単年度で実施しますが、翌年度以降の予算が確保された場合に限り、本年度を含む最長で3箇年、継続的に活動していただくことになります。

4. 採択における評価項目

活動団体の採択における評価項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

(1) 書面審査における評価項目【様式1】及び【様式2】

- ・ 必要な内容が記載されているか。
- ・ 必要書類が添付されているか。
- ・ 民間団体又は協議会が活動団体の場合は、地方公共団体との連携方法及び地方公共団体の協力を確認できる文書が添付されているか。

(2) 選考委員会における評価項目【別添1】及び【別添2】

① 活動内容に対する評価

- ・ 地域循環共生圏の構築を目指したい理由として適切か。
- ・ 「地域循環共生圏」構築に向けて取り組む、「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」を目指す方向性が、具体的でありかつ、適切なものであるか。
- ・ 本事業によりどのような活動成果が見込まれるのか。下記9項目に該当するかを記載。(複数の記載可。詳細は、(別添3)「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト中間とりまとめP8を参照)
 - 1) 森林のメタボ解消、健全化プログラム
 - 2) 生態系を活用したしなやかな災害対策プログラム
 - 3) 「江戸前」など地域産食材再生にも貢献する豊かな水循環形成プログラム
 - 4) トキやコウノトリなどが舞う国土づくりプログラム
 - 5) 美しい日本の風景再生プログラム
 - 6) 森里川海からの産業創造プログラム
 - 7) シカなどの鳥獣や外来生物から国土・国民生活を守るプログラム
 - 8) 森里川海の中で遊ぶ子どもの復活プログラム
 - 9) 森里川海とつながるライフスタイルへの転換プログラム

② 実施体制の適正性

- ・ 活動団体の定款や規約等が定められており、適切に運営されているか。実証地域での活動を継続していくため関係機関との連携体制は整えられているか。

③ 活動団体の適正性

- ・ 過去の活動実績は適切であるか。
- ・ 事務費の適正な執行・管理のための体制は適切か。
- ・ 民間団体又は協議会が活動団体の場合は、地方公共団体との連携方法及び地方公共団体の協力を証する文書があるか。

5. 応募の方法

(1) 応募方法

応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体 (DVD-R) を、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出してください。提出物は、宛名面に「地域循環共生圏構築に向けた実証地域における活動団体の応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成28年6月2日 (木) から平成28年6月30日 (木) 17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募に必要な書類

・応募申請書【様式1】

民間団体又は協議会が活動団体の場合は、定款や規約等、活動団体の概要が分かる説明資料を添付してください。

・事業実施計画書【様式2】

様式に従い、活動団体における評価項目について記載してください。

② 提出部数

①の書類 (紙) を6部、これを保存したDVD-R (1部) を提出してください。

地方公共団体以外の申請者については、活動団体の定款又は規約等、概要が分かる説明資料、過去2決算期の事業報告、決算報告 (又は事業計画 (案) 及び収支予算 (案)) 及び地方公共団体の協力を確認できる文書も提出。

(4) 提出先

環境省自然環境局自然環境計画課 実証地域応募書類担当者あて
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります (提出期限必着のこと)。

(6) 応募に関する質問の受付及び回答

① 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階
環境省自然環境局自然環境計画課
FAX : 03-3591-3228
E-Mail : shizen-keikaku@env.go.jp

② 受付方法

電子メール又はFAX (A4、様式自由) にて受け付けます (電話、来訪等による問合せには対応しません)。電子メール又はFAXの件名は、「実証地域に関する質問」

としてください。

③ 受付期間

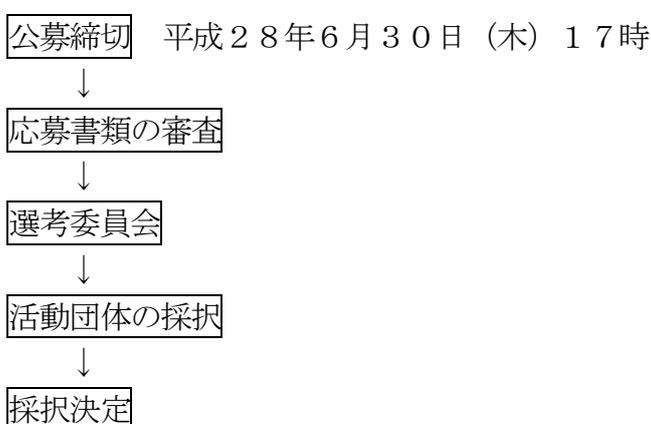
平成28年6月23日（木）まで

④ 回答

平成28年6月27日（月）17時までに、電子メール又はFAXにより行います。回答先となる担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを登録してください。

(7) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおりです。
書面審査を通過した者を評価するため、選考委員会を開催します。



6. 事業予算等

(1) 1団体当たり、3,000千円（税込み）程度とします。

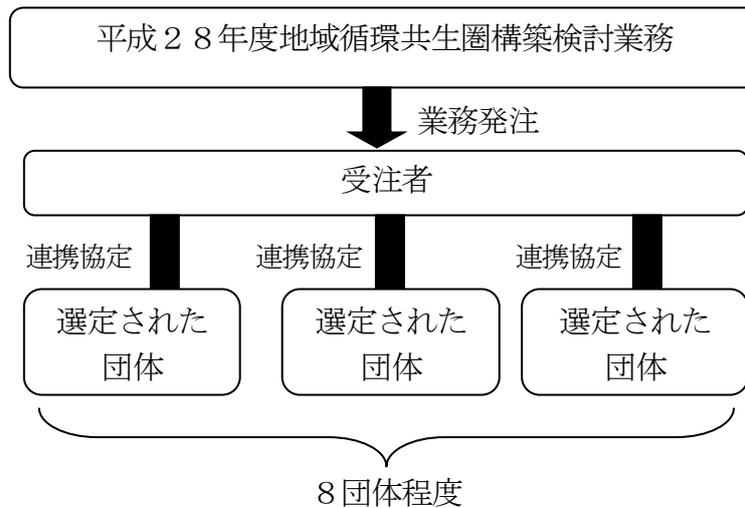
(2) 賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費を想定しています。ただし、地方公共団体が活動団体となる場合、常勤職員の人件費及び共済費等を支援することはできません。また、5万円を超える備品購入や施設整備など、事業終了後に財産となるような資金は対象となりません。

7. 事業実施体制

平成28年度地域循環共生圏構築検討業務は、実証地域において「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」の活動を実施するとともに、森里川海が生み出す恵みの経済的な評価を行ってその効果を検証し、「地域循環共生圏」の構築に向けた具体的な方策の検討を行うものです。

選定された活動団体は、後日決定する平成28年度地域循環共生圏構築業務の受注者との共同実施者として、協定を締結し、事業を実施していただきます。

【事業実施体制図】



選定された団体は、協定に基づき、受注者と共同実施者となります。

II. 留意事項等

1. 事業の開始

採択された活動団体は、別途環境省が発注・契約する平成28年度地域循環共生圏構築検討業務の受注者と協同で事業を行うこととなります。

2. 活動団体の事業完了日について

活動団体としての完了日は、平成28年度地域循環共生圏構築検討業務の完了検査日となります。

3. 留意点

(1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

(2) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、環境省において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

(3) その他

上記のほか、必要な事項は、(別添4)平成28年度地域循環共生圏構築検討業務仕様書(案)を参照してください。